

東日本大震災による津波被害からの市街地復興事業検証委員会（第3回）

議事概要

日時：令和2年11月26日（木）10：00～12：00

場所：中央合同庁舎3号館 国土交通省6階 都市局局議室

○事業期間と被災者意向について

- ・住宅再建の方法として複数の選択肢を示すことは重要だが、一方で選択肢が多いと被災者側に迷いが生じることともなり、判断するスピードが遅くなるという部分もあるのではないかと。
- ・被災者が防集事業や区画整理事業での住宅再建を諦めてしまうのは、「時間がかかる」ということ以上に、「先が見えない不安」が大きい理由なのではないか。復興の事業がこの時期には確実に終わるというスパンを示せれば、諦める人は少なくなるかもしれない。
- ・区画整理は震災から平均6年10ヶ月で完了したとあるが、これは通常の1/4の期間。さらに、工事が完了した所から使用収益を始めているケースもあるので、早い所では着工から1年で土地利用を開始している。
- ・地区の状況で大きく違うが、発災後、仮設住宅に入居し、再建手段を考え始めることができる状況に至るまでには、発災から2年ほどかかってしまうのは、どの地区も同様。また、規模に関しては、一般的には小規模だと早く終わる傾向があるが、そうではない地区も存在。事実関係を整理する必要がある。

○事前復興と平時のまちづくりについて

- ・復興準備については、都市局としてではなく、水局等と連携しながら、国交省全体として検討することが重要。
- ・「所有から利用」「持続性」「平時の課題の深刻化」「既存制度しか活用できない」とのご意見が多くあり、今回の取組みには課題が凝縮されてあぶり出されている。国交省としてどうしていくべきか考えていきたい。
- ・大船渡では、申出換地により市街地を「編集」している。既成市街地の空き地問題の総編集が必要な中、これらの制度活用を推し進めることも重要。また、人口減少下での復興では、事業を行わない「事業白地」の場所をどうすべきか、という問題も議論する必要がある。
- ・平時の都市計画として都市計画基礎調査の範囲を都市計画区域から拡げ、バックデータを取りまとめることも重要。土地利用だけでなく、建物データの利活用も重要。
- ・平時の制度が緊急時にも役立つという視点は重要。

○復興計画について

- ・加藤委員の説明資料に「あの復興計画であれば、事前に策定できたかもしれない」との意見が記されているが、同感するところはある。復興の理念や目標を示した文言と個別の事業をたばねたような計画であれば、事前でも策定できるかもしれない。一方で、復興計画はそのようなものでよいのかと思う部分もある。
- ・被災者の立場からみた6か月は非常に長い期間。一方で、6か月では、被災者は仮設住宅に入

るのが精一杯で、生活再建の話はできる状況に無く、高々6月で計画を策定できたとは考えにくい。何をもちて復興計画とするのかという、計画の内容のレベルにも段階があるのだろう。

- ・時間軸のマネジメントをどう考えるかは重要。状況に応じて、今後必要なプロセスや見通しが明確になっていれば、時間がかかり過ぎという話は出難い。全体の見通しを説明した上で、早期に整備すべきものと、時間かけて進めるものと分けることが必要。
- ・こんな街にしたいという理想的なプランは事前に作る必要がある一方、それを100点として、実際の復興事業により何点まで作るのかは、被災度合いで変わってくるのではないか。
- ・流域治水を議論する中で、ハザードエリアからの家屋の移転計画の策定を検討しているが、(移転の前提となる)堤防や河川整備が、何年後までに、どのような整備がされるのかを示せないと、まちづくりもできない状況に。一方、今回の復興では、何年後までに、どのような堤防ができるという条件があった。
- ・復旧に関して、激甚災害に指定された場合の補助率は決まっているが、災害の規模に応じた補助率なども決まっていると良い。
- ・「適切な」将来ビジョンのためには、人口動向など社会変化を見越した復興計画をつくる必要があるが、これには住民の将来に対する意向の把握が不可欠。
- ・リスクの概念には確率論が含まれるが、被災者の視点はゼロ・イチになりやすく、そこからどう「リスク」という考え方になっていただくかというのが難しい。被災者の意識が変わる前に意思決定しなければならないのが悩ましい問題。

○市街地復興事業について

- ・市街地復興のパターンは、地形とハザードで決まる。加えて、住居・非住居といったバリエーションが加わるのみ。地形とハザードの関係が冒頭に示されるとわかりやすい。
- ・事業制度について、今回新たな通知等を出していただいた。現地でそれらを活用してきたが、うまくいった点や苦心した点を整理して、今後の制度の改善に繋げていくことが必要。
- ・復興は、従前の課題を深刻化し、まさに平時にすべき課題が強く浮かび上がる。仮設住宅制度は昭和20年代の災害救助法によるもので、阪神淡路震災復興でも問題になったが、(応急的・短期間の住まいである)仮設住宅に、住み続けたいという人が出てくる。この制度の矛盾について考えることも事前復興であり、平時のまちづくりにも繋がる。
- ・仙台市の震災復興で災害危険区域から外された住宅について、民間活用型の防集団地を造成した。被害が大きい時に限れば民間の協力意向も強いので、民間活用も一つの手段。
- ・インフラまで被害を受けていると面的整備にならざるを得なくなり、民間では難しい。既存のインフラが活着している所では民間活用も一つの手段である。
- ・防集を行う際に合わせて区画整理を行えば良いという話もある中、都市計画区域外では実施できなかったが、この制度面について、ぜひ全庁的に、政府として考えてもらいたい。

○ガイダンスへの反映について

- ・ガイダンスとしてまとめる際は、各種事業手法それぞれが有するメリットや留意点を整理する必要がある。現地には都市計画専門の人間はおらず、(事業手法それぞれの仕組みや特徴が分からない中、単にどの場所でもどの事業を選択するかという)事業名称だけで議論される傾向も見

られた。事業手法から入った整理があると今後市町村の方にとって使いやすい物になる。

- ・事業の組み合わせで乗り越えられた部分と、乗り越えられなかった部分がある。防集に復興拠点、区画整理を組み合わせたメリット・デメリットも考えたい。

以上